

液体クロマトグラフ - タンデム四重極型質量分析計
定期点検および保守業務委託仕様書

1 業務名

新潟市食肉衛生検査所液体クロマトグラフ - タンデム型四重極型質量分析計定期点検および保守

2 委託期間

令和 9 年 4 月 1 日から令和 14 年 3 月 31 日

3 納品場所

新潟市西区中野小屋 1631 番地（新潟市食肉衛生検査所）

4 目的

食肉衛生検査所において、牛、豚の抗生物質、ホルモン剤、駆虫薬、農薬等の検査分析に使用している液体クロマトグラフ・タンデム型質量分析装置について、食品衛生法等に基づき外部精度管理を行う。

5 対象機器

機種名： Xevo TQSmicro/ACQUITY Premier システム（日本ウォーターズ株式会社）

6 要件

(1)保守については、以下の要件を備えること。

1. 高速液体クロマトグラフ装置及びタンデム四重極型質量分析計について、同一者が保守等を行えること。
2. 高速液体クロマトグラフ装置、タンデム四重極型質量分析計及び窒素ガス発生装置について、年 1 回の PQ 点検を実施し、性能維持に必要な部品交換を行うとともに文書による記録を残すこと。
3. 本件調達物品に係るすべての機器について、発生した故障、破損、その他欠陥事項に対して復旧処理または代替機の提供等の必要な措置を講ずること。ただし、発注者の故意または重大な過失によるものを除く。
4. 機器の故障等の発生の連絡があった場合は、速やかに保守等を行うことができるものであること。なお、この連絡は保守等作業者に直接行うことがある。
5. 保守等は、原則として機器が設置されている場所で行うこと。ただし、新潟市食肉衛生検査所長と協議を行い、了承を得ている場合はこの限りではない。
6. 保守等の作業を行った場合は、内容等の報告を書面で行うこと。

(2)保守に係る経費には、保守契約料、交換部品代、技術料、技術者派遣費用、点検費用及び正常動作の確認に関する費用を含む。

7 その他

1. 支払いについては、保守点検契約金総額を5年分で均等割りにし、単年度毎の年度末に請求書受理後、30日以内に支払うものとする。端数は最終年度分に充当する。
2. 電話等で解決できない異常事態が発生した場合は速やかに対応すること。
3. 本仕様書に記載のない事項及び記載内容に疑義が生じた場合には、食肉衛生検査所と協議すること。
4. 契約終了後、この契約に関する業務評価を行う。
5. 作業完了後、報告書を提出すること。

8 契約条項

別紙、業務委託契約条項（新潟市食肉衛生検査所）のとおり

9 問い合わせ先

新潟市食肉衛生検査所 担当 岡崎

FAX 025-261-0565

E-mail kensajo.hs@city.niigata.lg.jp